

# 観光産業における域内調達率調査・観光事業者の実態調査業務 業務仕様書

## 1 業務の目的

三重県では、「三重県観光振興基本計画（令和6年度～8年度）」を策定し、10年後のめざす姿として「旅行者よし、事業者よし、地域住民よしの持続可能な観光地」を掲げ、主目標として令和8年度に観光消費額6,000億円～7,000億円をめざしている。観光産業は、その経済効果が宿泊業や飲食業、運輸業といった分野だけでなく、サービス業、農林水産業など幅広い分野に波及する裾野の広い産業であり、持続的な成長によって地域経済や雇用へ波及することが期待されている。そのような中、観光産業における経済効果を地域の経済発展・活性化へとつなげるためには、観光産業によって得られた収入を地域で循環させることが重要であり、「域内調達率」（旅行者が地域内で消費した金額のうち、地域に還元される額の割合）を向上させる取組が求められる。

また、観光事業者は生産性の低さや人手不足という課題を抱えており、持続可能な成長産業への転換に取り組む必要がある。そのため、観光事業者の実態を把握し、課題解決に向け検討を進める必要がある。

本事業は、三重県の観光産業が県全体に及ぼす経済波及効果を高めるため、域内調達率を算出することに加え、観光事業者が抱える課題を把握することで、今後の施策立案等に資する基礎資料とするための調査・分析を行うものである。

## 2 業務名

観光産業における域内調達率調査・観光事業者実態調査業務

## 3 契約期間

契約日から令和7年3月24日（月）まで

## 4 業務内容

業務の内容は、以下の（1）～（4）とする。

なお、調査内容については、最終的に県と協議のうえ決定することとする。

### （1）域内調達率調査

#### 【目的】

- ・三重県の観光産業が県全体に及ぼす経済波及効果を高めるため、観光産業における域内調達率を算出し、課題の分析及び必要な施策の検討を行う。

#### 【調査・分析内容】

- ・域内調達率を算出するために必要な調査を行い、その結果について要因を分析すること（域内調達率の高低差に関する分析を含むこと）。
- ・調査対象は、地域や事業者の業種・規模をよく考慮のうえ選定すること。なお、

宿泊施設を必ず含むこと。

- ・少なくとも県内5地域（北勢、中南勢、伊勢志摩、伊賀、東紀州）別に域内調達率を算出・分析すること。
- ・少なくとも、調査対象となる事業者の業種・規模、調査項目別に域内調達率を算出・分析すること。

#### 【分析ツールの構築】

- ・域内調達率を算出する分析ツールを作成すること。なお、同分析ツールはExcelで作成し、高度な知識等が無くとも操作できるものとする。

### （2）観光事業者実態調査

#### 【目的】

- ・観光事業者の雇用形態や労働条件、労働環境等の課題を把握・分析するため、実態調査を行うこと。

#### 【調査・分析内容】

##### ①観光事業者の実態調査

- ・観光事業者の雇用形態や労働条件、労働環境について必要な調査を行い、その結果について要因を分析すること。

##### ②就業体験（インターンシップ）の受入意向調査

- ・将来的な担い手確保を目的として、中・高・大学生（留学生を含む）の就業体験（インターンシップ）の受入に関する意向調査を行うこと。

##### ③観光危機管理に関する意識調査

- ・地震等の災害が発生した際、事業者は自施設内の旅行者に対する避難誘導、安全確保等を迅速的確に行う必要がある他、災害発生後は早期復興、事業継続が必要となる。これらについて、各事業者における準備の現状（マニュアルやBCPの作成有無等）を把握するためアンケートを実施すること。

#### 【調査対象・調査手法】

- ・県内の宿泊施設、観光施設を運営する事業者（約800施設）を対象とする。
- ・アンケートは郵送で配布し、回答はWebで集計すること。なお、配布先は県からリストを提供する。
- ・回答数が一定程度確保できない場合は、リマインドの案内を行うこと。

### （3）ヒアリング調査

上記（1）（2）の調査について、可能な範囲でヒアリング調査を行うこと。

### （4）県への提言

上記（1）（2）の調査・分析を踏まえ、①域内調達率を向上させるため県が実施すべき施策、②観光事業者の雇用形態や労働条件、労働環境の課題解決のため県が実施すべき施策の2点について、提言すること。

## 5 事業実施報告書の作成

事業全体の実施内容（当日の様子を撮影した写真等の記録も含む）を記載した事業実施報告書を作成すること。

## 6 業務遂行体制

### （1）業務担当者等

契約締結後、速やかに業務担当者及び作業員（後方支援者も含む）について、書面で報告すること。業務担当者及び作業員に変更・追加が発生する場合も同様とする。

### （2）連絡体制

緊急時の連絡体制を確保し、連絡体制図（後方支援体制を含む）を提出すること。連絡体制に変更・追加が発生した場合も同様とする。

### （3）その他

業務担当者及び作業員は、県庁舎内及びヒアリング先の観光事業者の事業所等において業務を遂行する際は、社員証等の受託者であることが証明できるものを携帯すること。

## 7 納品物

### （1）事業実施報告書

・電子媒体、紙媒体（原則としてA4版、両面印刷） 各1部

### （2）その他実施内容の説明に必要と思われる資料

## 8 納入場所

下記14に示す所属

## 9 納入期限

令和7年3月24日（月）

## 10 費用の負担

本業務の履行に必要な備品は、受託者が負担すること。

## 11 業務実施上の条件

（1）委託業務の実施にあたっては、実施内容を県と協議しながら進めるものとする。

（2）上記協議の結果、業務実施内容が変更となる場合がある。業務実施内容の変更や委託金額の増減があった場合は、変更契約を締結することがある。

## 12 損害賠償

（1）受託者の故意または過失により人身、施設等に損害が発生したときは、すべて受託者が賠償の責任を負うものとする。

- (2) 受託者は、受託者の責めに帰すべき事由により三重県に損害を与えた場合は、その損害を賠償する責めを負うものとする。
- (3) 受託者の使用人が、業務遂行中に被った被害については、三重県は一切の責めを負わないものとする。ただし、三重県の責めに帰する場合はこの限りではない。

### 13 特記事項

- (1) 事業実施にあたって、契約書および本仕様書に定めのない事項や細部の業務内容については、県と協議して実施するものとする。
- (2) 受託者は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは速やかに県に報告し、その指示に従うこと。
- (3) 業務遂行において疑義が生じた場合は、県と協議し、その指示に従うこと。
- (4) 県は、必要に応じ、受託先を訪問して状況確認を行うとともに、実地および書面による検査を実施することができるものとする。
- (5) この契約に係る会計関係書類は、委託事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存すること。
- (6) 本委託業務で取得した個人情報の取扱いについては、個人情報の取扱いに係る関係法令を遵守すること。個人情報の取扱いに係る関係法令に違反した場合には、罰則の適用があるので留意すること。
- (7) 本業務により発生した成果物の所有権は、引き渡し完了したときに県に移転するものとし、成果物のうち新規に発生した著作物の著作権（著作権法第21条から第28条までに規定する権利で、第27条および第28条に定める権利を含む。以下「著作権」という。）および成果物のうち県又は受託者が受託業務の従前から著作権を有する著作物の翻案等により発生した二次的著作物の著作権は、委託料の支払いが完了したときをもって県に譲渡されるものとする。また、受託者は著作権を譲渡した著作物に関して、著作人格権を行使しないものとする。
- (8) 受託者は、業務の履行にあたって「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」（以下「暴力団等排除要綱」という。）第2条に規定する暴力団（以下「暴力団」という）、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。
  - ア 断固として不当介入を拒否すること。
  - イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。
  - ウ 県に報告すること。
  - エ 業務の履行において、暴力団等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、県と協議を行うこと。
- (9) 受託者が（8）のイ又はウの義務を怠ったときは、暴力団等排除要綱第7条の規定により三重県物件関係落札資格停止要綱に基づく落札資格停止等の措置を講じる。
- (10) 障がい理由とする差別解消の推進

受託者は、業務を実施するにあたり、障がいを理由とする差別の解消の推進に関する法律を遵守するとともに、同法第7条第2項（合理的配慮の提供義務）に準じ適切に対応するものとする。

#### 14 担当部局

三重県観光部観光戦略課 山際、櫻井  
〒514-8570 三重県津市広明町13番地  
電話：059-224-2830  
Email：[kankost@pref.mie.lg.jp](mailto:kankost@pref.mie.lg.jp)